

衆議院法務委員会ニュース

平成 30.5.15 第 196 回国会第 12 号

5 月 15 日（火）、第 12 回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）学習院大学法学部教授	山下純司君
放送大学名誉教授	
千葉大学名誉教授	宮本みち子君
弁護士	中村新造君
社会福祉法人旭児童ホーム理事長	伊達直利君
実践女子大学人間社会学部人間社会学科教授	広井多鶴子君

（質疑者及び主な質疑内容）

古川康君（自民）

- ・様々な世論調査において成年年齢の引下げへの反対意見が多数を占める中、成年年齢の引下げを行うことについて、山下参考人の見解を伺いたい。
- ・成年年齢が引き下げられることによって、高校3年生のマルチ商法などの被害が増加するとの懸念に対する山下参考人の見解を伺いたい。
- ・成年年齢が引き下げられることによって、若年者の自立に必要なトライアンドエラーの機会が失われるのではないかという意見があるが、若年者を支援する施策として必要な具体的なシステムや場所について宮本参考人及び広井参考人の見解を伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・成年として、また、婚姻開始時に必要となる成熟の程度について、中村参考人及び宮本参考人の見解を伺いたい。
- ・山下参考人の論文にある「『現代の若年者は未熟である』という論調は、最終報告書の指摘する若年者の自立の遅れとは、似て非なるものである」の趣旨について、説明を伺いたい。
- ・成年年齢を18歳に引き下げることにより生じ得る社会的養護上の懸念について、伊達参考人の見解を伺いたい。

山尾志桜里君（立憲）

- ・法施行前に養育費の支払を成年に達するまでと合意していたときの「成年」の解釈について、法務省は、当事者の合理的な意思解釈として「20歳」を意味すると考えられるが、最終的には裁判所の判断であると答弁しているところ、この解釈が争いになった場合、裁判所が判断するのにどれくらいの時間や経済的負担が必要になると考えられるか、実務の観点か

ら中村参考人に伺いたい。

- ・成年年齢を引き下げると、18歳、19歳の者が負のマーケットに引き込まれるとの指摘があるところ、現在審査中の消費者契約法改正案は、この指摘への対応として十分と言えるか、中村参考人の見解を伺いたい。
- ・成年年齢の引下げと少年法の適用対象年齢との関係について、広井参考人、山下参考人、宮本参考人の見解を伺いたい。

柚木道義君（国民）

- ・成年年齢を18歳に引き下げると、成年であることを理由に契約の取消しができないと主張する業者によるAV出演強要等の被害が拡大するおそれがあることについて、中村参考人に伺いたい。
- ・成年年齢の引下げに伴い、仮想通貨への投資で損失を被ったり、仮想通貨に係る投資詐欺に遭う等、そのリスクを理解しないまま契約を締結した18歳、19歳の若者の消費者被害が拡大する懸念について、実務の観点から中村参考人に伺いたい。
- ・フランスには一定の条件の下、成年年齢を遅らせる若年成年者保護制度があるが、保護を必要とする人が成年年齢を遅らせることを選択することができる制度について各参考人の見解を伺いたい。

黒岩宇洋君（無会）

- ・青年期から成人期への移行を選挙権、労働の諸権利、社会保障の諸権利等のシティズンシップの権利を獲得するプロセスと捉えたとの宮本参考人の意見について、成年年齢の18歳への引下げは、選挙権、労働の諸権利、社会保障の諸権利等の実質的な権利の拡大につながらないのではないかと考えるが、見解を伺いたい。
- ・我が国は、欧米諸国がより高い成年年齢を定めていた時期に

成年年齢を20歳と定めたのであるが、現在の18歳が、140年前の明治期の20歳よりも精神的・社会的に成熟していると考えているのか、山下参考人に伺いたい。

- ・法律実務の現場感覚として、養育費の支払について、現在の成年年齢である20歳までとしている事例がどれほど一般的であり、成年年齢の引下げを奇貨として養育費の支払を18歳までとする事例がどれほど発生し得ると考えているのか、中村参考人に伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・民法の成年年齢とはどのようなものであると考えているのか、各参考人の見解を伺いたい。
- ・法制審議会の答申では、民法の成年年齢の引下げの法整備の際、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されること、これらの施策の効果が十分に発揮されること及び施策の効果が国民の意識として現れることが要求されているが、この3つのハードルはクリアされたと考えているのか、各参考人の見解を伺いたい。
- ・民法の未成年者取消権と消費者契約法の取消権、民法の公序良俗違反との違いは何か、消費者契約法あるいは現行法において借入れほどのようになっているのか、中村参考人に伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・単独で契約ができるようになる年齢と選挙権年齢との関連性及び被選挙権年齢を18歳以上に引き下げることについて、山下参考人、宮本参考人及び中村参考人の見解を伺いたい。さらに、諸外国における単独で契約ができるようになる年齢と選挙権年齢との関連性の我が国との違いについて、宮本参考人に伺いたい。
- ・民法の成年年齢が18歳に引き下げられると、未成年者と児童福祉法第4条に定める児童は同じ18歳未満になるが、未成年者と児童は実質的にも一致することになるのか、児童には特別な意味があるのか、伊達参考人の見解を伺いたい。
- ・民法の成年年齢を引き下げることで、親が親権者でなくなる時期が早まるが、親と子供の関係をどのように捉えているのか、広井参考人の見解を伺いたい。